

平成24年7月26日
東北電力株式会社

女川原子力発電所における固体廃棄物貯蔵所
増設工事の着工について

当社は、女川原子力発電所における固体廃棄物貯蔵所^{※1}の増設について、「女川原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）」を経済産業大臣へ提出し、平成24年3月27日に経済産業大臣より許可をいただくとともに、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（以下、安全協定という）第12条^{※2}」に基づき、平成24年5月8日に宮城県、女川町、ならびに石巻市より、事前了解をいただいております。

本工事は、これまでの廃棄物発生量の実績から、今後の固体廃棄物貯蔵所における廃棄物保管量の推移を評価した結果、平成26年度には既設の固体廃棄物貯蔵所が保管容量に達する見込みであることから、200リットルドラム缶約30,000本相当の保管容量を有する既設固体廃棄物貯蔵所の隣に、保管容量約25,000本相当の施設を増設するものです。

（平成24年3月27日、5月8日お知らせ済み）

この増設工事について、本日、基礎工事を開始し、着工いたしました。
なお、竣工予定時期については、平成26年1月としております。

※1 固体廃棄物貯蔵所

女川原子力発電所敷地内にあり、定期検査などで発生する布、紙、ゴム手袋、保温材などの廃棄物を詰めたドラム缶を保管する施設。

※2 安全協定第12条

「乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲に協議し、了解を得るものとする」

（甲：宮城県及び女川町・石巻市、乙：東北電力株式会社）

(主要経緯)

- | | | |
|----------|-------|----------------------------------|
| 平成23年 | 2月28日 | 宮城県、女川町、ならびに石巻市に安全協定に基づく事前協議申し入れ |
| 平成23年 | 3月1日 | 経済産業大臣に原子炉設置変更許可を申請 |
| 平成23年11月 | 29日 | 工事計画の変更について申請書の補正手続き |
| 平成23年12月 | 9日 | 経済産業省から原子力委員会、原子力安全委員会に諮問 |
| 平成24年 | 3月1日 | 原子力安全委員会が経済産業省に答申 |
| 平成24年 | 3月13日 | 原子力委員会が経済産業省に答申 |
| 平成24年 | 3月27日 | 経済産業大臣が原子炉設置変更許可 |
| 平成24年 | 5月8日 | 宮城県、女川町、ならびに石巻市から安全協定に基づく事前了解 |
| 平成24年 | 6月25日 | 経済産業大臣に電気事業法に基づく工事計画届出を提出 |
| 平成24年 | 7月26日 | 着工 |

以上

(別紙)

女川原子力発電所における固体廃棄物貯蔵所の増設概要